

千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針の一部改正について

1 改正理由

森林法の一部改正に伴い、千葉県林地開発行為等に関する行政指導指針について所要の改正を行った。

2 改正内容

- ・行政指導指針において引用する森林法「第10条の3」が同法「第10条の3第1項」に改められたことから、「第10条の3」を「第10条の3第1項」に改めた。
- ・その他用語の整理を行った。

3 施行期日

令和8年4月1日